

協定書の一部変更に係る協定書
(標準案)

石岡市〇〇〇の管理に関する基本協定書の一部変更に係る協定書

(標準案)

(※これはあくまで標準案である。実際に締結するときには施設に応じて所管課の判断の元に加除修正を行うこと。)

石岡市(以下「甲」という。)と社会福祉法人櫻会(以下「乙」という。)とは、甲と乙とが 年 月 日締結した〇〇の管理に関する基本協定書(以下「原協定書」という。)の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

(〇〇の変更)

第1条 原協定書第 条中●●●を△△△に改める。

(※変更の内容によって条文の数を増やす等適切に条文を定めること。)

(協定書の効力)

第2条 この協定書は、 年 月 日から効力を生ずるものとする。

(協議事項)

第3条 この協定書に定めのない事項及び疑義の生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

〇〇年 〇月 〇日

甲(地方公共団体)

所在地 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

名称 石岡市

代表者 石岡市長 印

乙(指定管理者)

所在地 茨城県石岡市大砂10527番地6

名称 〇〇

代表者 〇〇〇 印

参考

石 第 号
年 月 日

□□□

△△ ●● ●●様

石岡市長

〇〇に関する基本協定書の一部変更について（協議）

このことについて、〇〇の管理に関する基本協定書の一部を変更したいので、
別添「〇〇に関する基本協定の一部変更に係る協定書（案）」のとおり原基本協
定書第 条の規定により協議します。

年 月 日

石岡市長 ■■ ■■ 殿

□□□

△△ ●● ●●

〇〇に関する協定書の一部変更について（回答）

年 月 日付石 第 号で協議のあったこのことについては、異
議ありません。